○幼保連携型認定こども園　設置認可審査結果一覧

資料2-3

番号	所在市町村	施設名	利用定員（人）			【参考】移行前利用定員（人）			主な認可基準																						審査結果
			総計	1号	2号	総計	1号	2号	設置者	園舎、保育室等						園庭		食事の提供、調理室			園長	職員配置		開園時間等		教育保育の内容	子育て支援事業			避難訓練等			
					3号			3号		園舎		園舎に係る移行特例		乳児室	ほふく室	園庭	園庭に係る移行特例														
												保育室（満3歳以上）	準耐火構造														主な実施事業	実施	概要	防災訓練	防犯訓練	耐震状況	
1	日向市	認定こども園財光寺保育園	90	15		90		45	設置者は以下のいずれかのみ（法12） ①国 ②地方公共団体 ③学校法人 ④社会福祉法人	幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない（条11Ⅰ） 保育室、遊戯室等を設けなければならない（条12） ※例外規定あり				満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合、乳児室、ほふく室を設置しなければならない（条12Ⅰ）		園庭を備えなければならない（条11Ⅰ）		調理室を設けなければならない（条12Ⅰ） ※例外規定あり			以下の全てを満たさなければならない（法施規12） ①教諭専修免許状又は教諭一種免許状の保有 ②保育士登録を受けている ③各学校や児童福祉施設等で5年以上の職にあること ※例外規定あり	保育教諭を置かなければならない（法14Ⅰ） 保育教諭…幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者（法15Ⅰ） ※15年間の特例規定あり		1日の開園時間は11時間とすることを原則とする（運4(1)） ※地域の実情に応じて、弾力的な取扱いが認められる		設置者は、幼保連携型認定こども園教育保育要領の内容に関する事項を遵守しなければならない（法10Ⅲ）	次のことに留意して行うこと（条16） ・地域の教育・保育の需要に照らし実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行う ・教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること等			避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない（条19Ⅱ）			
				47				45		施設（㎡）	474.95	474.95		26.16	18.48	568.19		食事の提供	3歳未満児	有		職員（人）	13.0	開園時間	12.0 時間		園庭開放	週3回	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供を行う。	月1回	年5回		
																			3歳以上児	有				教育に係る標準的な1日当たりの時間	4時間以上		子育て相談	随時	保護者からの子育て相談に応じる。	火災 地震 竜巻	不審者対応	昭和59年築。 建築基準法における現行の耐震基準をクリアしている。	適
				28				45		基準（㎡）	480.39	183.15		8.25	16.50	459.40		調理室の有無		有		基準（人）	8.0	教育及び保育の時間	8時間以上		一時預かり	随時	家庭における保育が一時的に困難となった子どもを開園時間の範囲内で預かる。				
2	綾町	幼保連携型認定こども園綾保育園	70	15		70		40	社会福祉法人綾福祉会	施設（㎡）	751.65		○	20.00	77.00	1368.95		食事の提供	3歳未満児	有	適	職員（人）	17.0	開園時間	12.0 時間	良好	園舎・園庭開放	随時	地域の子ども及びその保護者に向けて、保育の様子の見学等を行うとともに、育児相談も行う。	月1回	年1回	平成26年築。 建築基準法における新耐震基準をクリア。	適
				25				30											3歳以上児	有				教育に係る標準的な1日当たりの時間	4時間以上		育児相談	随時	専門機関とも連携しながら、育児の悩みに関する相談、情報提供を行う。	地震 土砂災害 火災	不審者対応		
				30				30		基準（㎡）	493.26			9.90	39.60	439.60		調理室の有無		有		基準（人）	8.0	教育及び保育の時間	8時間以上		給食・離乳食体験	随時	園児へ提供する給食・離乳食を親子で体験する。				